

新旧対照表

工事請負契約約款

改正後	現行
<p><b>(関連工事の調整)</b>            第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p><b>(請負代金内訳書及び工程表)</b>            第3条 受注者は、設計図書に基づき、速やかに、<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第101号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p><b>(現場代理人及び主任技術者等)</b>            第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人            (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は「<u>監理技術者</u>」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「<u>専任の主任技術者</u>」又は「<u>専任の監理技術者</u>」とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、「<u>監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（同条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）</u>」とする。以下同じ。）            (3) <u>監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者。以下同じ。）</u></p>	<p><b>(関連工事の調整)</b>            第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>2（新設）</p> <p><b>(工程表)</b>            第3条 受注者は、設計図書に基づき、速やかに、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2（新設）            3（新設）</p> <p><b>(現場代理人及び主任技術者等)</b>            第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人            (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は「<u>監理技術者</u>」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「<u>専任の主任技術者</u>」又は「<u>専任の監理技術者</u>」とする。ただし、工事が同条第4項の規定にも該当する場合は、「<u>監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者</u>」とする。以下同じ。）            (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p>

改正後	現行
<p>(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p><b>(工事関係者に関する措置請求)</b></p> <p>第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務（第9条第6項の規定により主任技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>3～5 省略</p> <p><b><u>(著しく短い工期の禁止)</u></b></p> <p><u>第22条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p><b>(天災その他の不可抗力による損害)</b></p> <p>第28条 1～3 省略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であつて検査又は立会いその他工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</u></p>	<p>2～5 省略</p> <p>6 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p><b>(工事関係者に関する措置請求)</b></p> <p>第11条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務（第9条第4項の規定により主任技術者、<u>監理技術者</u>又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、主任技術者、<u>監理技術者又は</u>専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(天災その他の不可抗力による損害)</b></p> <p>第28条 1～3 省略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であつて検査又は立会いその他工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>5～6 省略</p> <p><b>(前金払)</b>  第34条 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、<u>6</u>億円を限度（設計図書に特別の定めがある場合を除く）とし、受注者の請求により、契約金額の40パーセントを超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。</p> <p>2～3 省略</p> <p><b>(中間前金払)</b>  第37条の2 発注者は、受注者が中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、<u>3</u>億円（設計図書に特別の定めがある場合を除く）を限度とし、受注者の請求により、契約金額の20パーセントを超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を中間前払金として支払う。ただし、第38条の規定による部分払を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～6 省略</p> <p><b>(賠償の予定)</b>  第48条 受注者は、第43条の2第1項第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、<u>第43条の2</u>第1項第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。</p> <p>一 第43条の2第1項第11号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の3</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>二 第43条の2第1項第12号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>3～4 省略</p>	<p>5～6 省略</p> <p><b>(前金払)</b>  第34条 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、<u>4</u>億円を限度（設計図書に特別の定めがある場合を除く）とし、受注者の請求により、契約金額の40パーセントを超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払う。</p> <p>2～3 省略</p> <p><b>(中間前金払)</b>  第37条の2 発注者は、受注者が中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、<u>2</u>億円（設計図書に特別の定めがある場合を除く）を限度とし、受注者の請求により、契約金額の20パーセントを超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）を中間前払金として支払う。ただし、第38条の規定による部分払を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～6 省略</p> <p><b>(賠償の予定)</b>  第48条 受注者は、第43条の2第1項第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、<u>第43の2条</u>第1項第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。</p> <p>一 第43条の2第1項第11号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の2第7項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>二 第43条の2第1項第12号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。</p> <p>三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>3～4 省略</p>

改正後	現行
<p><b>(紛争の解決)</b></p> <p>第50条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合又は協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法に定める建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規則にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第3項若しくは第11条第5項の規定により、発注者若しくは受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>	<p><b>(紛争の解決)</b></p> <p>第50条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合又は協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法に定める建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規則にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第3項若しくは第11条第5項の規定により、発注者若しくは受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が遅滞なく決定を行わない場合でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p>